

## 平成28年度第3回つくばみらい市廃棄物減量等推進審議会

1 日時 平成29年1月12日（木）午後1時30分～午後3時00分

2 場所 つくばみらい市役所 谷和原庁舎2階 第3会議室

3 出席委員

会長	奈幡 優
副会長	稲川 光一
委員	浅野 光一
委員	鐘ヶ江 礼生奈
委員	齊藤 登
委員	原 圭司
委員	直井 光一
委員	石津 尚
委員	染谷 功

4 欠席委員

委員	藪崎 裕昭
委員	吉田 のり子
委員	中山 和広

5 出席職員

生活環境課 課長	中村 渉
生活環境課 課長補佐	杉田 卓生
生活環境課 係長	長岡 秋訓

6 コンサルタント 日本都市設計株式会社

7 傍聴人 1名

8 議事

- (1) パブリックコメントに対する市の考え方の説明及び審議会としての意見の集約について
- (2) その他

## 廃棄物減量等推進審議会 第3回会議 議事録

事務局

### 1. 開会

それでは、定刻となりましたので、只今から、つくばみらい市廃棄物減量等推進審議会第3回会議を開催いたします。

本日の審議会の開催にあたり、つくばみらい市廃棄物の適正処理及び再利用に関する条例施行規則第3条の規定に基づき成立している事を報告いたします。

続きまして、会長あいさつを奈幡会長からお願いいたします。

奈幡会長

### 2. 会長あいさつ

本日は、お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。さて今回、11月25日～12月26日までパブリックコメントを実施し、1名の方からご意見をいただきました。そのご意見について反映させるかどうか、今回皆様にご審議していただきたいと思っております。今回の審議により軽微な変更があれば、手直しして市長に答申したいと考えておりますが、大幅な変更があった場合は第4回目の審議会を行うかもご検討いただきたいと思っております。委員の皆様よろしくお願いいたします。

事務局

### 3. 議事

それでは議事に入りますが、つくばみらい市廃棄物の適正処理及び再利用に関する条例施行規則第3条の規定に基づき、進行を会長にお願いしたいと思います。

奈幡会長

それではさっそく議事に入らせて頂きます。次第に沿って進めてまいります。パブリックコメントに対する市の考え方の説明及び審議会としての意見の集約について事務局より説明を求めます。

事務局

議事に入る前に、以前ご説明させて頂いたと思っておりますが、計画案の審議にあたっては、当初平成27年度のごみの搬出量の実績値が確定していなかったため、今回の計画案については平成26年度のごみの搬出量の実績値を基準としております。確認事項として、報告させていただきます。

では、お手元の資料の2枚目をご覧ください。

つくばみらい市一般廃棄物処理基本計画（案）についてのパブリックコメントを実施し、1名の方からご意見をいただきました。

では、No.1 から順にご意見及び市の考え方をご説明いたします。  
ご意見といたしましては、「計画策定の基本的な考え方を入れた方が  
良い」とのことでした。

市の考え方といたしましては、「計画策定の目的は、p3 に示すと  
おり「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に  
より定めるものです。国から提示されている循環型社会の実現を目  
指すものであり、市の計画も3Rを推進する計画とした」といたし  
ました。

以上となります。会長よろしく申し上げます。

奈幡会長

出された意見に対して市の考え方について、何かご意見ご質問等ご  
ざいますか。

p17、p18にも市の考え方があるので入れた方が良く考えますが。

事務局

入れさせていただきます。

奈幡会長

他にご意見等ございますか。無ければNo.2の説明を事務局お願いし  
ます。

事務局

では、No.2のご説明させていただきます。

ご意見といたしましては、「p51の中で、再資源化については、現  
状で生ゴミの堆肥化事業が広域でなされていますので、加えるべき」  
とのことでした。

市の考え方といたしましては、「p31、p32、p91に生ごみ堆肥化  
施設の内容及び処理量等を記載しているとおりであり、今後も生ご  
みの減量化を行っていくものとする」といたしました。

以上となります。会長よろしく申し上げます。

奈幡会長

事務局の説明でご意見ございますか。

無いようですので、No.3の説明を事務局お願いします。

事務局

では、No.3のご説明をさせていただきます。

ご意見といたしましては、「p52の中で、自己意識を高めるために  
啓発活動などが重要である/というふうに啓発活動を加える」との  
ことでした。

市の考え方といたしましては、「5行目から市民及び事業者の啓発  
活動について、記載している」といたしました。

以上となります。会長よろしく申し上げます。

奈幡会長 事務局の説明でご意見ございますか。  
無いようですので、No.4 の説明を事務局お願いします。

事務局 では、No.4 のご説明をさせていただきます。  
ご意見といたしましては、「p 68 の中で、排出量の数値が具体的に分かりにくい」とのことでした。  
市の考え方といたしましては、「一般的に t (トン) が用いられているので、同様とした」といたしました。  
以上となります。会長よろしく申し上げます。

奈幡会長 事務局の説明でご意見ございますか。  
他にトン以外で何か良いものはありますか。

コンサルタント キログラムですと、トンより数字が3桁増えますので、非常にわかりにくいとの事から、一般的にはトンを使用します。

奈幡会長 わかりました。他にありますか。  
無いようですので、No.5 の説明を事務局お願いします。

事務局 では、No.5 の説明をさせていただきます。  
ご意見といたしましては、「p 73 の中で、排出量単位がなじみにくい。イメージがつかめない」とのことでした。  
市の考え方といたしましては、「g/人・日は、言い換えると1人1日当たり〇〇gであり、一般的に用いられている」といたしました。  
以上となります。会長よろしく申し上げます。

奈幡会長 事務局の説明でご意見ございますか。  
無いようですので、No.6 の説明を事務局お願いします。

事務局 では、No.6 の説明をさせていただきます。  
ご意見といたしましては、「p 75 の中で、家庭系ゴミの有料化の検討は、同時に具体的にゴミの削減やリサイクル、新たな取組みなどと合わせて、施策をださないと市民の理解は得られない。このままだとマイナスです」とのことでした。  
市の考え方といたしましては、「つくばみらい市外3市で構成している常総地方広域市町村圏事務組合のなかの常総環境センターが、平成18年3月に策定した「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」のなかでは、ごみの発生抑制・排出抑制の方策として、「家庭ごみの有料化の実施について検討していく」としています。その方針に沿

って、既に粗大ごみについては、平成 24 年度より有料化が実施されています。その他のごみについても、将来の有料化は課題となっています」といたしました。

以上となります。会長よろしく申し上げます。

奈幡会長

事務局の説明でご意見ございますか。

1 月 22 日の常陽新聞で、「家庭ごみの有料化検討」とここだけを取り上げて記事になりました。計画の中で、表現の仕方があまり良くなかったのではないかと。実際すでに粗大ごみについては、有料化になっていますし、また、有料化は本市のみでは決められないと思いますので、そういった表現で計画をした方が良いのではないですか。

他にございますか。

無いようですので、No.7 の説明を事務局お願いします。

事務局

では、No.7 の説明をさせていただきます。

ご意見といたしましては、「p 88 の中で、単独浄化槽から合併浄化槽の取組みは予算を拡大し早急にすべき問題としてください」とのことでした。

市の考え方といたしましては、「生活排水処理人口総合普及率は、平成 28 年 3 月末現在で、ほぼ 90%となっているが、合併処理浄化槽への転換を推進するものとし、今後も年間 40 基程度の合併処理浄化槽の設置又は転換を見込んだものとしている」といたしました。以上となります。会長よろしく申し上げます。

奈幡会長

事務局の説明でご意見ございますか。

下水道処理計画にも絡んできますので予算的な問題は謳えないと思います。上下水道課と協議し上で決めたいと思いますが、皆様どうでしょうか。

委員

異議なし

奈幡会長

それでは、次のNo.8 の説明を事務局お願いします。

事務局

では、No.8 の説明をさせていただきます。

ご意見といたしましては、「p 91 の中で、生ゴミの回収は、もっと積極的な施策に変えてください」とのことでした。

市の考え方といたしましては、「No.2 で回答したとおりです」といたしました。

以上となります。会長よろしく申し上げます。

奈幡会長

事務局の説明でご意見ございますか。  
無いようですので、No.9の説明を事務局お願いします。

事務局

では、No.9の説明をさせていただきます。  
ご意見といたしましては、「地域の実情に応じた長期的展望に基づくごみ処理システムの選択。ごみ処理を取り巻く状況は地域によって異なり、画一的でないことから、地域の特徴を活かし、中長期的な施策を組むことが必要」。  
1) として、「不法投棄・不適正処理対策を考える一般廃棄物処理の有料化の導入等に伴っていることから、ごみの不法投棄・不適正処理について事前に検討を行い、ごみ処理基本計画に位置付けておくことが望ましい。その為に具体的な施策を掲げるか検討委員会などを立ち上げる必要がある」とのことでした。  
市の考え方といたしましては、「分別収集体制の維持及び適正な分別排出の徹底はp 78に、不法投棄の防止についてはp 95に、適正処理の指導はp 94に記載したとおりです」といたしました。  
以上となります。会長よろしく申し上げます。

奈幡会長

事務局の説明でご意見ございますか。  
不法投棄・不適正処理ですが、委員会等は立ち上げる必要があるのでですか。でも、有料化になるときは、委員会を立ち上げないとならないですかね。

事務局

減量等の促進にかかる具体的なことは、廃棄物の適正処理及び再利用に関する条例に定める廃棄物減量等推進審議会にて検討をすることができますので、新たな委員会を立ち上げなくても良いのではないかと考えております。

奈幡会長

他にご意見等ございますか。  
無いようですので、2)の説明を事務局お願いします。

事務局

では、2)の説明をさせていただきます。  
2)のご意見といたしましては、「低炭素社会や自然共生社会との統合への配慮が弱い一般廃棄物分野における地球温暖化対策としては、3Rの推進による焼却量の抑制や燃やさざるを得ない廃棄物からのエネルギーを有効に活用するごみ発電やバイオマスエネルギー利用により、化石燃料の使用量の抑制を推進する施策を進めている自

治体があるように、当市でも計画の策定に当たっては、温室効果ガスの排出量の削減について配慮する施策が必要」とのことでした。市の考え方といたしましては、「計画策定の考え方で示したとおり、3Rを推進することを前提とした計画としています。また、処理は市単独では行っておらず、常総市、取手市、守谷市、つくばみらい市の4市で構成する常総地方広域市町村圏事務組合の施設で行っています。なお、平成24年7月に竣工したごみ処理施設は、ガス化熔融方式という方式で、可燃ごみ等をガス化し燃焼、さらに焼却灰などの残渣を熔融・固化する方式であり、燃焼に伴い発生する熱エネルギーでの発電や給湯などへの有効利用、減量化、温室効果ガスの削減が図られたものとなっています」といたしました。以上となります。会長よろしく申し上げます。

奈幡会長

事務局の説明でご意見ございますか。  
無いようですので、3)の説明を事務局お願いします。

事務局

では、3)の説明をさせていただきます。  
3)のご意見といたしましては、「展望が無い場合は、市民参加で地域の特徴を活かし、中長期的な施策を考えることが必要」とのことでした。  
市の考え方といたしましては、「前述のとおり」といたしました。以上となります。会長よろしく申し上げます。

奈幡会長

事務局の説明でご意見ございますか。  
今後市民参加ということは考えていますか。

事務局

p93の市民の役割の中で、市民が身近なことで実行できることを挙げておりますので、すでに市民参加として考えております。

奈幡会長

そのように、回答には追記してください。  
他にございますか。  
無いようですので、4)の説明を事務局お願いします。

事務局

では、4)の説明をさせていただきます。  
4)のご意見といたしましては、「みらい平地区のエコシティー構想なども一つとして考えてはどうか」とのことでした。  
市の考え方といたしましては、「一般廃棄物処理基本計画にはそぐわないと考えます」といたしました。以上となります。会長よろしく申し上げます。

奈幡会長 事務局の説明でご意見ございますか。  
エコシティー構想とはどういうことですか。

コンサルタント 環境共生都市のことで、都市に緑や水を豊かに呼び戻し、エネルギーの循環や廃熱処理などハード面とソフト面の両面から環境共生型都市をめざすものだと思います。  
簡単に言えば、電力・熱供給などで、発電した排ガスを利用して温水の供給を行うことや、太陽光発電等の普及を行うこと。実際には、温水の供給を各家庭に行う場合は、配管の整備が必要になるので、整備が終わってしまった地域については、なかなか難しいのではないかと考えます。

奈幡会長 廃棄物とはあまり関係はしないということですか。

コンサルタント 関係はないとは言えませんが、ごみだけの問題ではなく、環境全体のものであると考えますので、廃棄物関係の計画にはそぐわないのではないかと思います。

奈幡会長 わかりました。他にご質問ございますか。  
この計画にはそぐわないという結論でよろしいでしょうか。

委員 異議なし

奈幡会長 それでは最後の説明を事務局お願いします。

事務局 では、最後の説明をさせていただきます。  
ご意見といたしましては、「ゴミの持ち去り対策を入れてください」とのことでした。  
市の考え方といたしましては、「p 94 の「4.収集体制の整備」の1)に「③資源物の持ち去り対策」を追加、「当日の朝出し、持ち去り行為の市への通報等」を記載する」と追記いたしました。  
以上となります。会長よろしくお願いします。

奈幡会長 ご意見のとおり追記したということですね。それに対して、皆様ご意見等ございますか。  
無いようでしたら、今までで何かございますか。

稲川委員 低炭素・自然共生社会として市では、収集委託業者に対して、

車輻について燃費の良いハイブリット車を使用させるとか何か行  
っておりますか。

事務局 今のところ何も行っておりませんが、今後業者と協議し検討して  
いきたいと考えております。

奈幡会長 地域的にはごみの特徴ってわけられますか。例えばこのごみは小  
絹地区とか、地区ごとで把握はしていますか。

事務局 業者間でのごみについて把握はできますが、地区ごとの把握はでき  
ません。その日のごみの量により早く収集が終了した地区の車輻は  
収集が終わらない地区の収集へと応援に向かい収集を行うため  
です。

奈幡会長 わかりました。他にありますか。  
ないようですので、今回、第3回審議会をもちまして、一般廃棄物  
処理基本計画（案）すべての審議を終了し、市への答申としてよろ  
しいでしょうか。

委員 異議なし

奈幡会長 それでは、会長である私から、後日市長に答申いたしたいと思  
います。委員の皆様のご協力により、円滑に議事が進められました  
ことに御礼申し上げます。8月の第1回審議会から長きにわたり、  
ご審議いただきありがとうございます。  
それでは、議長の職を解かせて頂きます。

事務局 その他といたしまして、今後の予定になりますが、1月下旬ごろに  
会長から市長へ答申を行いたいと思います。2月1日に庁議で報告  
させていただきます。また議員の皆様には2月22日の全員協議会  
で報告をいたします。以上になります。

事務局 本日の長時間にわたりご審議ありがとうございました。以上をもち  
まして第3回つくばみらい市廃棄物減量等推進審議会を閉会とい  
たします。

< 終 了 >